

生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033

～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略～

The Biodiversity Strategy and Action Plan of Kagoshima Prefecture

【概要版】



令和6年3月



1 戦略の目的・対象区域・計画期間

1 戦略改定の目的

この戦略は、鹿児島県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画として策定するものであり、私たちが持つべき基本認識や行うべき取組を明らかにすることを目的に、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までの10年間を計画期間として策定した戦略を改定したものです。

また、この戦略は、県が行う各種施策・事業における生物多様性の保全と持続可能な利用に関するマスタープランとして位置付けるとともに、市町村、県民、NPO・民間企業など県内の多様な主体による活動の指針になることを目指します。

2 対象区域

本戦略の対象区域は、鹿児島県全域とします。

3 計画期間

2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。



多くの生物が共生する照葉樹の森（南大隅町）

2 生物多様性とは

1 生物多様性とは何か

生物多様性基本法第2条では、「生物多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と定義しています。生物多様性には、多様な生態系が存在すること、多様な生物の種が存在すること、そして一つの種の中でも多様な遺伝子（遺伝的な違い）が存在することの3つのレベルがあります。

また、生物多様性とはこうした多様で個性の異なる生態系、種、遺伝子が複雑につながりあっていることであり、地域の環境の固有性とその環境に適応した生物とのつながりから成り立っているということもできます。

生物多様性国家戦略においては、こうした特徴を踏まえ、生物多様性のことを、「生き物たちの豊かな個性とつながり」と表現しています。その「豊かな個性」と「つながり」は地球での生命誕生以来、長い時間をかけて作られてきたものなのです。

生態系の多様性

生態系には、森林、草原、河川、干潟、サンゴ礁など様々なタイプのものがあり、また、森林生態系の中でも、落葉広葉樹林、照葉樹林、スギ人工林など多様なものがあります。その土地に応じた野生生物の種の組み合わせとつながりによって、多様な生態系が成立しています。



(例) 生態系の多様性

左から、高山植生（霧島）
干潟（南さつま）、
湿原（屋久島）、
サンゴ群集（屋久島）、
マングローブ（奄美）

種の多様性

世界には、約175万種の生物が確認されており、未知のものも含めると約3,000万種にのぼるといわれています。県内には、ほ乳類57種、鳥類381種、は虫類47種、両生類29種、魚類約2,500種、昆虫類約15,000種、維管束植物3,450種などが確認されています。



(例) チョウの種の多様性

県内には約165種を確認。
左から、オオゴマダラ、
オキナワカラスアゲハ、
ツマベニチョウ、
クロマダラソテツシジミ

遺伝子（種内）の多様性

同じ種の中でも、遺伝的に特徴の異なる集団（個体群）があり、個体レベルでも形態、色彩、性格等の異なる個体が存在します。こうした遺伝子レベルの違いがあることで、生物は環境の変化に適応して種を存続することができます。野菜の品種の多様性をもたらすのも遺伝子レベルの多様性です。



(例) 大根の品種の多様性

鹿児島県の伝統野菜である大根の例。
各農家で種子（遺伝資源）が継承されている。左から、山川大根、横川大根、
国分大根、桜島大根

2 私たちの生活を支える生物多様性

生物多様性は私たちに様々な恩恵を与え、生活をより豊かで安全なものとしてくれています。国連は、こうした自然（生物多様性）が人類にもたらす恩恵や福利のことを人間に対するサービスであると捉え、「生態系サービス」という概念として整理しました。この生態系サービスは、その機能によって大きく4つの種類に分類されています。

生態系サービス = 自然の恩恵（恵み）

供給サービス

人間にとって有用な資源である

- ・食料や木材などの供給
- ・絹や綿、羊毛など繊維の供給
- ・医薬品や化粧品開発などの原料の供給
- ・農作物や家畜などの品種改良の資源
- ・バイオミクリー*のヒント など



食材（山太郎蟹）



木材生産

調整サービス

将来にわたって安全な暮らしを保証する

- ・ミツバチ等の昆虫による植物の受粉
- ・天敵による病害虫の防除
- ・災害の防止や土壌の流出防止
- ・安全な飲み水の確保
- ・天然の防波堤となるサンゴ礁 など



飲み水の供



ミツバチによる受

文化的サービス

地域特有の文化の根源となる

- ・レクリエーションの場の提供
- ・自然と共生する文化の形成
- ・やおよぶす八百万の神など精神的・宗教的な価値
- ・美しい自然景観など審美的な価値
- ・地域性豊かな風土 など



レクリエーショ



山岳信仰（岳参

基盤サービス

すべての生命の生存基盤である

- ・植物の光合成による酸素の供給とCO₂の吸収
- ・有機物の分解、栄養塩の循環
- ・土壌の形成（植物の生育基盤）
- ・植物による気温、湿度の調節 など



植物によるCO₂吸収



有機物を分解する干潟

*バイオミクリーとは、生物が有する形態や機能を模倣し、新しい技術を開発すること。

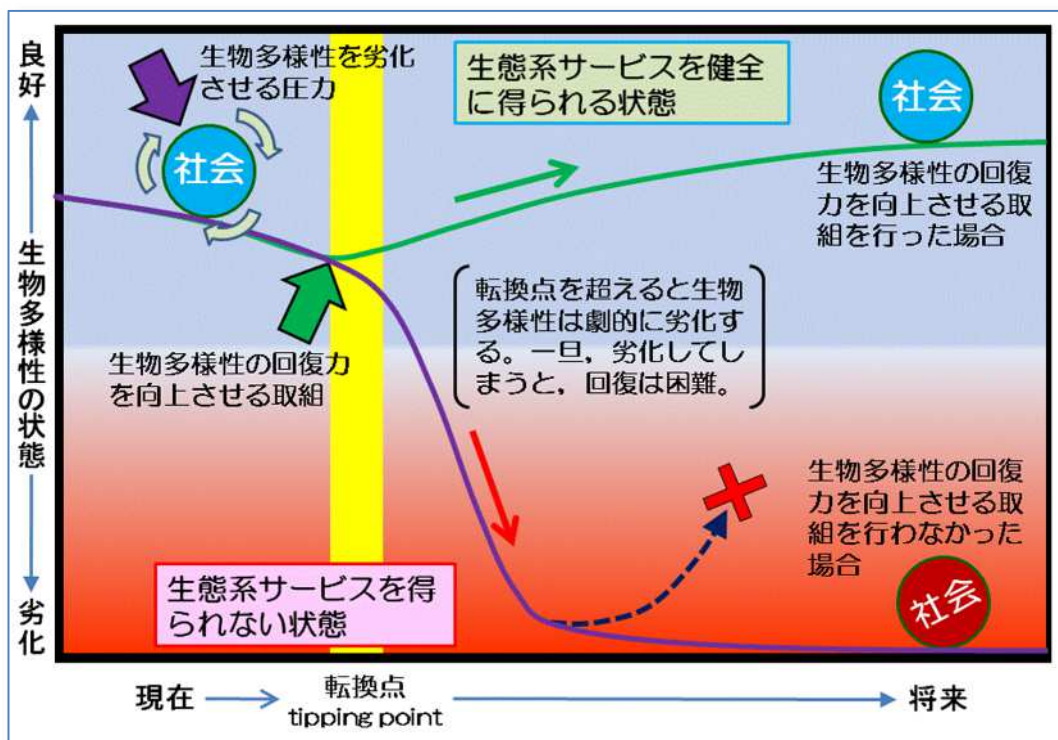
3 生物多様性を守る意味

生物多様性が失われると、生態系サービスが損なわれ、自然の恵みを十分に得ることができなくなるおそれがあります。

国連が出した「地球規模生物多様性概況第3版」では、生態系がある「限界値又は転換点」(ティッピングポイント)を超えた場合、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの劣化が生じる危険性が高いと指摘しています。この「転換点」がいつ起きるのかを科学的に予測することは難しいとされていますが、一旦、「転換点」を超えてしまうと、生物多様性を元の状態に戻すことは困難であり、人類の豊かな生活を維持することができなくなるおそれがあると言われていました。

また、今日見られる生物多様性は、自然と人間が長い年月をかけて作り出した歴史の記録でもあったと考えられます。その場所にある自然は、生物の進化や自然の遷移とともに、人間との長い関わり合いの中で形づくられてきたものであり、生物多様性を保全するということは、私たちが祖先から引き継いできた「地球と人間の歴史を後世に伝える」という意味があることとなります。

生物多様性を保全することの根本的な意味は、現代を生きる私たちと将来生まれてくる子どもたちが等しく自然の恩恵を享受できるものでなくてはならないという、「世代を超えた公平性の確保」にあるとも言えます。



生物多様性の転換点 (ティッピングポイント)

日本人の心に宿る生物多様性

生物多様性という考え方は、生物や自然を人間のための資源として捉え、資源を持続的に利用していくために保全しようという西洋的な自然観の中から生まれた概念であると言われています。

一方、日本の伝統的な自然観においては、生物や自然は人間と共生する存在であり、それらを人間のための資源として捉えるのは一般的ではありません。日本人は、自然に対して畏敬の念を持ち、八百万の神がいると信じ、草木や岩石にも、神や仏の魂が宿ると考えてきました。

日本人にとって、自然界には八百万の神がいるように、生物や自然が多様であることは当たり前のことであり、それらに資源としての価値があるか否かに関わらず、共に生きていく存在と捉えることは自然なことでした。近年、人々の日常生活の中で自然とのつながりを意識する機会は減りつつありますが、こうした生物や自然が多様であり、どのようなものにも魂が宿っていて、共に生きていくべき存在であるという自然観は、今もなお、日本人の心に染みついている自然観でもあるのです。

4 生物多様性をめぐる国内外の動向

(1) 生物多様性に関する国際的な動向

2022（令和4）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、愛知目標に次ぐ新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。新目標では、愛知目標で掲げた「自然と共生する世界」を引き続き目指すべき2050年ビジョンとして掲げ、2030（令和12）年までのミッションとして、「2030年までに必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の達成が掲げられ、それに向けた23個の個別目標が設定されています。個別目標には、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保護地域や、社有林等の生物多様性保全に効果的なその他の手段である「OECM」により健全な生態系として効果的に保全しようとする、いわゆる「30by30目標」も組み込まれました。

鹿児島県における取組を進める際には、こうした世界の動きを踏まえ、効果的かつ施策横断的な対策を取ることにより、地域社会の変革を促していく必要があります。

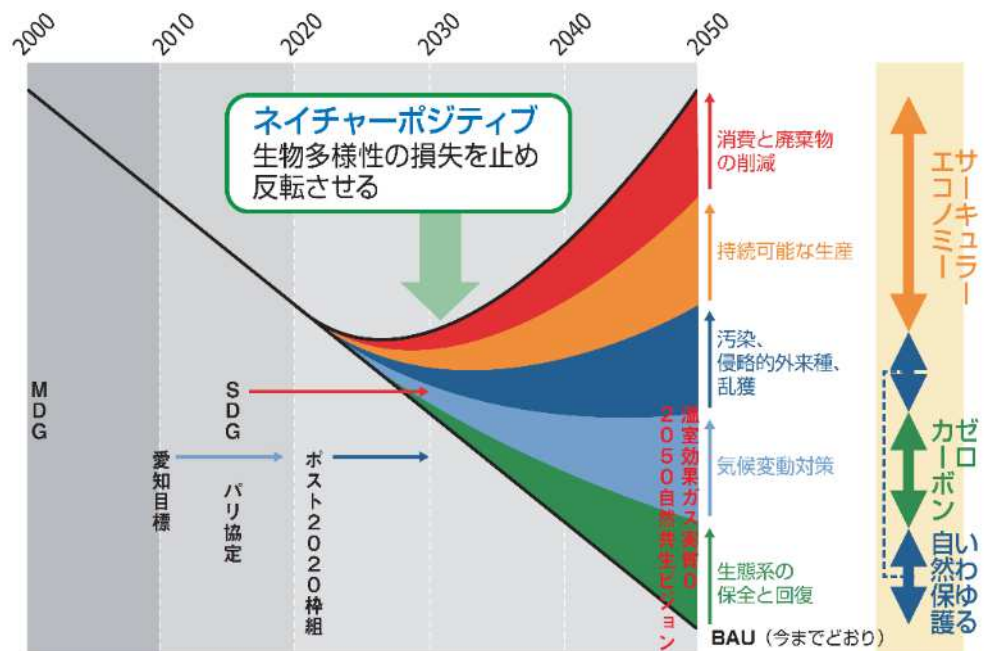
(2) 生物多様性に関する国内の動向

国内では2012（平成24）年に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、国別の目標が組み込まれました。しかし、その点検では、全ての目標は達成されておらず、さらなる努力が必要とされました。また、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021」では、日本の生物多様性の損失速度は過去50年間で緩和されてきたものの、今も損失し続けていること、生態系サービスも過去50年間に劣化傾向にあること、今後更なる取組の強化や社会のあり方を変えていくための総合的な対策が必要であることなどが指摘されました。

2023（令和5）年3月には、昆明・モントリオール生物多様性枠組に対応した新たな国家戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が採択されました。この新しい国家戦略は、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として位置づけられています。主なポイントとしては、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」へ統合的に対応すること、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革が強調されていること、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復・自然資本を守り生かす社会経済活動の推進が強調されていることがあげられます。

また、生物多様性に関連して、国土交通省は、グリーンインフラの推進を通じて自然と共生する社会の実現を目指す「グリーンインフラ推進戦略2023」を2023（令和5）年に策定し、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための「みどりの食料システム戦略」を2021（令和元）年に策定するとともに、「農林水産省生物多様性戦略」を2023（令和5）年に改定しました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組、そして国家戦略の達成に向けては地域の取組が欠かせません。鹿児島県においても、国家戦略等に掲げられた事項に十分留意し、その達成に貢献するような先駆的な施策を推進していく必要があります。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ

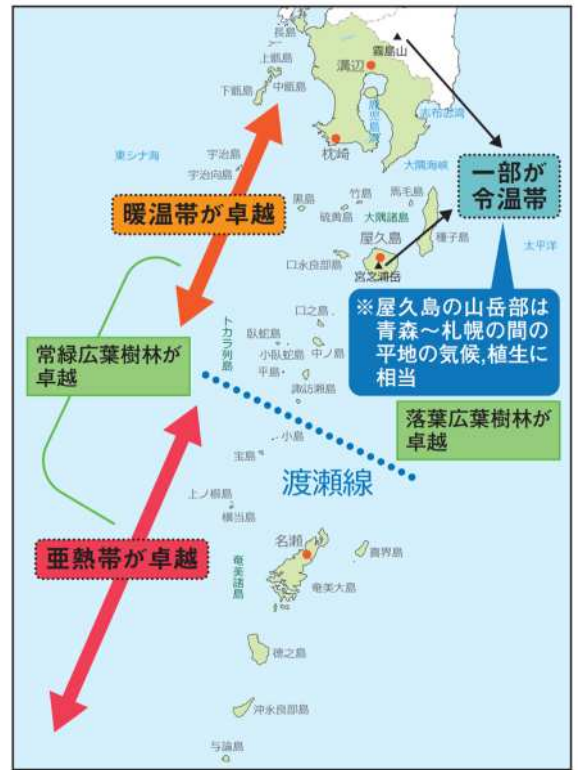
3 鹿児島島の生物多様性の特徴

1 日本列島の縮図

南北600kmに広がる県土と標高2000mに迫る山岳部を有する鹿児島では、日本列島全体に相当する冷温帯から暖温帯、亜熱帯にかけての植生が見られます。また、鹿児島は多くの種の分布の北限・南限の地であり、我が国で見られる野生生物の種の概ね半数が県内で確認されています。

地形の多様性も特徴であり、県内各地で大きな火山活動や地殻変動の痕跡が見られます。また、海中カルデラのある鹿児島湾では水深200m以上の深海から浅海域の干潟までの連続性を間近にみる事ができます。

このように、鹿児島は、全国各地で見られる自然の特徴が凝縮された場所であり、日本列島の縮図であると言えます。



鹿児島県の3つの気候帯と植生

2 渡瀬線で分けられる2つの生物の世界

鹿児島は、トカラ列島を横切る「渡瀬線」を境界として2つの生物地理区に属しています。生物地理区とは、生物の分布パターンによって地球上を区分したものであり、渡瀬線は、動物学者である渡瀬庄三郎博士にちなんでと名付けられました。

渡瀬線が通過する悪石島と小宝島の間には、水深の深い海峡があり、かつての気候変動での海面低下期（氷期）においても、悪石島以北と小宝島以南はつながることはなく、少なくとも170万年以上にわたって分かれたままであったと考えられています。

このため、悪石島から九州本土にかけての北側には温帯系の生物群が、小宝島から奄美群島のある南側には亜熱帯系の生物群が分布しています。

3 アジア・太平洋地域との結節点

本県の島々の多くが属する琉球弧は、気候変動による海面上昇、下降や地殻変動により、大陸との分離と結合を繰り返して現在の姿となっています。

このため、かつて大陸と陸続きだった時代に進入し、その後、島となって閉じ込められた大陸性遺存固有種の生物が数多く見られます。また、地理的に、大陸や南方への玄関口に位置し、様々な生物資源が海外から最初に持ち込まれたり、文化的な交流があるなど、生物、文化の両方でアジアや太平洋地域と関わり合う結節点となっています。

	種名	九州南部	大隅諸島	北トカラ	南トカラ	奄美諸島
渡瀬線より北の分布種	アカハライモリ	●	●			
	ニホンアカガエル	●	●			
	ヤクシマタゴガエル	●	●			
	ニホンアマガエル	●	●			
	シュレーゲルアオガエル	●	●			
	ヤクヤマモリ	●	●			
	ニホントカゲ	●	●	?		
	ニホンカナヘビ	●	●	●		
渡瀬線をまたぐ分布種	ヤマカガシ	●	●			
	ニホンマムシ	●	●			
	ヌマガエル	●				●
	リュウキュウカジガエル			●	●	●
	ミナミヤモリ	●	●	●	●	●
	オキナワトカゲ			●	●	●
	ヘリグロヒメトカゲ			●	●	●
	シリケンイモリ			●	●	●
渡瀬線より南の分布種	ハロウエルアマガエル				●	●
	イシカワガエル				●	●
	タカラヤモリ				●	●
	アマミヤモリ				●	●
	アオカナヘビ				●	●
	キノボリトカゲ				●	●
	リュウキュウアオヘビ				●	●
	アカマダ				●	●
トカラハブ				●	●	
ハブ					●	

大隅諸島は、竹島・硫黄島・黒島・屋久島・種子島・馬毛島・口永良部島など
 北トカラは、口之島・中之島・臥蛇島・平島・糠島・赤島・悪石島など
 南トカラは、小島・小宝島・宝島・横当島など
 奄美諸島は、喜界島・奄美大島・加計呂麻島・清島・与路島・徳之島・沖永良部島・与論島など

渡瀬線を挟んだ両生・は虫類の分布の違い



悪石島のボゼ（十島村）

島の盆踊りに突然出現し、踊りの輪をくずして盆踊りを終わらせますが、ボゼは線香くさく死霊くさい人々の心を、太陽の輝く日常の力強い世界に引き戻し、転換させる役目を持っています。その姿は、ニューギニアの仮装神にも似ていて注目すべき神です。その姿といい、意義といい、我が国の来訪神を代表するものです。

4 環境文化が息づく土地

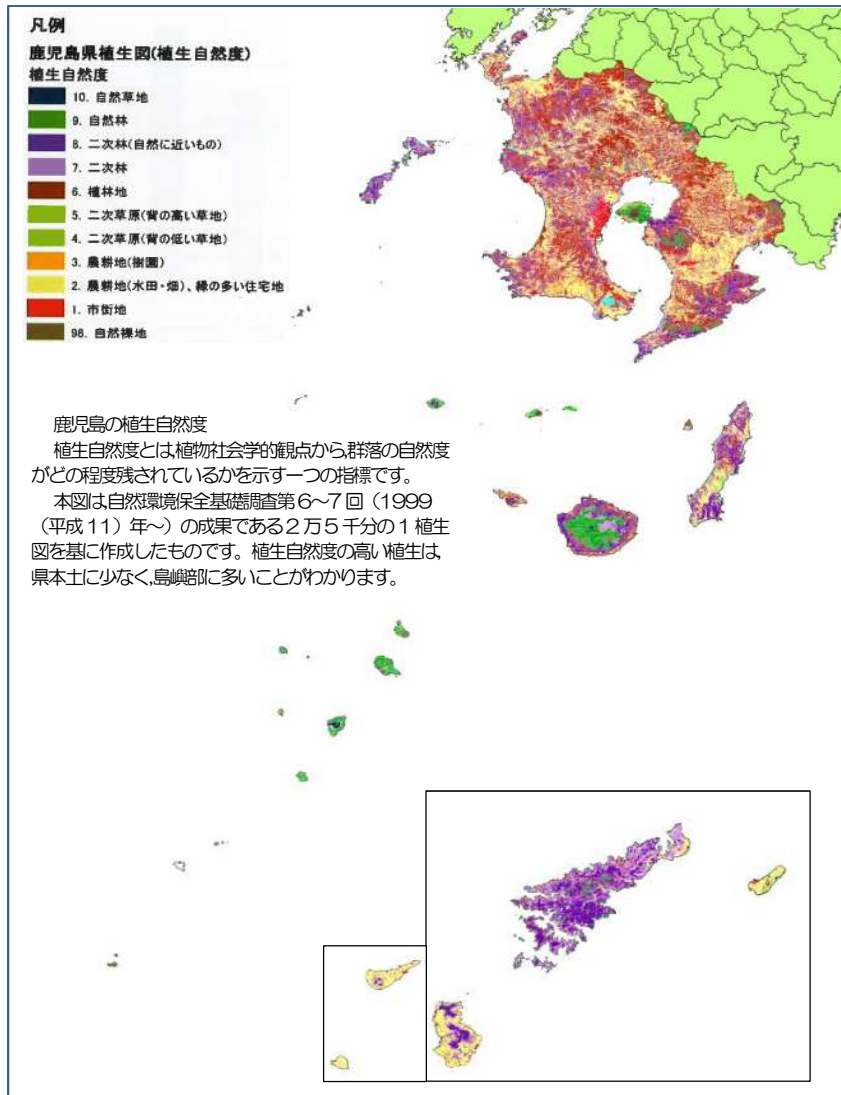
鹿児島は、現代的な生活の中でも、自然と共生する文化に根ざした暮らしが色濃く残る地域であると言われています。山や川、巨木や奇岩などに神や魂が宿ると考える日本人の自然観を反映した文化は県内各地で見られ、山の神や田の神を祀る風習が流れている集落も少なくありません。

また、奄美群島においては、海の彼方の理想郷からやってきて豊穡をもたらす海神信仰があります。集落には神山と呼ばれる山や神様が通るとされる神道が存在するなど、自然を畏敬し、自然と共に暮らしてきた環境文化が今日もなお残されています。

5 生物多様性に支えられた鹿児島の産業

特産品である焼酎は、芋や黒糖、米、麴、酵母などの品種を様々に組み合わせることで数多くの銘柄が誕生しています。観光面においても、屋久杉や出水のツルなどの自然景観や野生生物は、重要な資源となっており、これらの資源を楽しむ観光客の来訪は、運輸、宿泊、飲食等多くの産業に波及効果を与えています。

自然の中で生物資源を取り扱う農林水産業はもとより、焼酎などの特産物の製造、自然の景勝を利用した観光など鹿児島を代表する産業は、鹿児島の生物多様性に支えられて成りたっています。



鹿児島県植生図(植生自然度)

6 2つの世界自然遺産を持つ唯一の都道府県

本県は、屋久島と奄美(奄美大島・徳之島)という、2つの世界自然遺産を持っている唯一の都道府県です。渡瀬線を挟んで、南北に隣り合う2つの世界自然遺産は生物多様性保全上も重要な生態系や種が多く存在し、自然と共生する環境文化が息づくこの2地域で、先進的な取組を行うことは、生物多様性保全の取組のモデルとなるばかりでなく、広く世界に対して、本県のPRを行うことにもなります。



平瀬マンカイ(龍郷町)



長雲峠から見る龍郷湾

4 鹿児島島の生物多様性の現状と課題

1 開発や乱獲など人間活動による影響

(1) 開発行為による生態系の劣化や野生生物の生息・生育地の喪失等

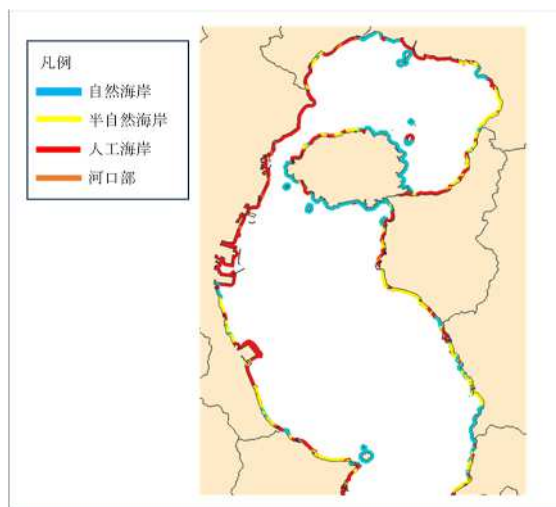
戦後、森林や農地の他の土地利用への転換が進み、各地で宅地やゴルフ場などの開発が進められてきました。特に、高度経済成長期には、鹿児島市のシラス台地が掘削されて宅地化され、その土砂を用いて広大な干潟が埋め立てられるなど、大規模な開発行為によって野生生物の生息・生育環境は大きな影響を受けてきました。

また、都市部以外でも、土地改良などの様々な工事により、緑地や水辺が数多く失われています。

さらに開発による生息・生育環境の改変だけでなく、栽培や飼育、販売等を目的として希少な野生生物の乱獲が後を絶たず、希少な野生生物の地表的な絶滅のおそれを増大させています。



盗掘された希少植物（写真提供：NPO徳之島虹の会提供）



鹿児島湾奥の海岸の状況

（西岸には自然海岸はほとんど残されていない）

(2) 再生可能エネルギー発電設備の設置

地球温暖化などをもたらす気候変動は、生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つであり、再生可能エネルギーの導入などの気候変動対策を推進する必要がある一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置に伴い、渡り鳥、猛禽類やコウモリ等の風力発電施設への衝突事故の増加、動植物の生息・生育地の縮小や劣化等、自然環境へ影響を及ぼす可能性があります。国立環境研究所が2021（令和3）年に発表した論文では、日本の太陽光発電設備の多くが里山に設置され、里山の環境悪化を招いていると指摘されています。そのため、こうした影響を回避・低減するなど、自然環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るための取組を進める必要があります。

2 人間活動の減少による里地里山の自然の変化や鳥獣の増加による影響

水田や薪炭林、茅場など人間に管理され、利用されてきた里地里山の自然。こうした人手の加わった自然に依存して生きてきた野生生物が数多くいます。しかし、近年、自然の管理や利用が行われなくなることによって、その生息・生育環境が変化し、絶滅の危機に瀕する野生生物が増えてきました。

また、近年の鳥獣による農林業被害や植生被害の問題も、自然の管理不足によって、鳥獣のねぐらや餌場となる森林や管理放棄された水田が増加するとともに、狩猟者が最盛期の4分の1以下に減少するなど、鳥獣やその生息環境に対する人間の活動が減少したこと引き起こされたと考えられます。



管理放棄された水田

3 人為的に生態系に持ち込まれた外来種や化学物質等による影響

もともとその場所にいなかった外来種が人為的に持ち込まれると、在来種を捕食したり、その生息環境等を奪ったりします。また、外来種と近縁の在来種が交雑して遺伝的錯乱が生じるなど、生物多様性保全上の様々な課題を生じさせることがあります。

特に、島々が多く、希少種や固有種の多い鹿児島では、マングースなど外国由来の外来種による影響だけでなく、野生化したペットや、日本国内や県内の他の地域から持ち込まれた生物により、深刻な被害が引き起こされてしまう例が生じています。

農薬などが作り出した化学物質の自然界への放出による影響も懸念されています。化学肥料等が広く利用されることで生じる湖沼や海域の富栄養化は、生態系にも影響を与える可能性があります。

また、人間が意図的に持ち込む外来種だけでなく、輸入した物資等に紛れて侵入する外来種による課題も生じています。2023（令和5）年には徳之島において特定外来生物であるシロアゴガエルが確認されました。



アマミノクロウサギを捕食するノネコ

4 気候変動による影響

地球温暖化等の気候変動は、野生生物の生息・生育環境を変化させて絶滅リスクを増大させたり、害虫の分布の北上・拡大を促すおそれがあります。また、イネの品質やシイタケの収量の低下など農林水産業にも影響を及ぼすことが分かっています。さらに、気温や海水温の上昇は、台風の大規模化や集中豪雨の発生頻度の増加などによる災害の激甚化をもたらします。気候変動は人間社会、生態系の双方に対して甚大な影響を与えるおそれがあります。

5 環境文化の衰退と生物多様性情報の蓄積の不足

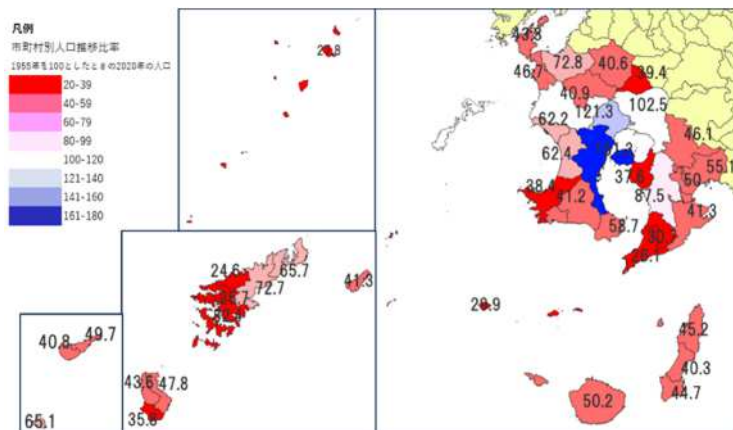
県内各地に、地域の自然条件に応じて作物を栽培し、持続的に自然の恵みを得ていく知恵や技術、災害に遭いやすい場所・時期を避けて安全に暮らしていくための言い伝えなど自然と共生する文化（環境文化）が残されていました。しかし、人々のライフスタイルの変化や過疎・高齢化の進行により、こうした環境文化が継承されないまま失われつつあります。

このような中、生物多様性を保全していくためには、地域の生物多様性に関する情報を収集・蓄積し、活用していくことが必要です。しかし、地域の生物多様性の実態が専門家によってすべて調査・把握されているわけではなく、分類群によっては専門家のいない分野もあります。生物多様性に関する情報を蓄積し、共有する体制が構築されていないことも課題です。

6 背景にある危機 県土の二極化

戦後、急速に進んだ農山漁村から都市への人口移動、農業の近代化、輸入した資源に依存した生産活動やライフスタイルの普及は、人間と自然の関わり方に大きな変化をもたらしています。

日常生活の中で自然体験の機会が減少し、食料やエネルギーを消費する都市と、広大な生産の場でありながら、採算性、後継者不足などの理由で利用されずに放置される里地里山。こうした県土の二極化の進行が、都市部と里地里山の双方において、生物多様性に大きな影響を与え、社会全体の持続可能性を損なわせる一因となっています。



鹿児島県の市町村別人口推移

(1955年人口に対する2020年人口の比率)

5 基本理念

基本理念：「共生」と「循環」

この戦略では、「共生」と「循環」を基本理念とします。これは、1992（平成4）年に策定した屋久島環境文化村構想においても基本原理（理念）としたもので、人と自然との関わり方を考える上で、普遍的な理念です。この戦略に基づく個々の施策や取組は、常にこの理念に基づいて実施します。

共生とは

「人間はすべての生き物と共に生き、共存している」ことを言います。自然を人間のための資源であると捉え、自然を支配しようとするのではなく、人間と生き物は対等な関係にあり、むしろ人間は自然の中で生かされているとする考え方です。これは、巨木や山、川、滝、土地にも魂が宿るという日本の伝統的自然観とも通じるものです。

循環とは

人間を含むすべての生き物のつながりを象徴する言葉です。すべての生きとし生けるものは、生き代わり死に代わりして生命の循環を繰り返していきます。他の生き物の命が自分の血となり肉となりますが、自分自身もいずれは土に返り、命は他の生き物に引き継がれていきます。このように物質だけでなく命も循環しているのだという考え方です。

「共生と循環」の理念が示す「人間は他の生物と共に生きていく存在であり、循環を繰り返す生命の環の一つでしかない」という認識を持つことにより、現在を生きる我々人間は自己の利益を求めすぎるあまり、他の生物や将来世代に負担を押しつけることになってしまてはいけないという意識を持つことができます。つまり、「共生」と「循環」の理念とは、人間は他の生物や将来の世代と公平に、資源を分けあって節度を持って生きるべきであるという価値観・倫理観を呈示するものです。

（参考）求められる「共生と循環」の原理（屋久島環境文化懇談会報告（1992（平成4）年）

共生と循環の原理の再生へ

人間も自然の一部であって、自然の中の他の多くの生き物と共生することでしか生きられず、人間だけが果てしない成長や拡大を続けるということはあり得ないことを確認すること、また、個人の存在や現在という時に絶対の重きを置くのではなく、長い時間の中で考え、今ある自己の人生は無限の循環を続ける人間という生命の一つの経過点にしか過ぎないとみえる、そうした視点が必要である。



縄文杉（屋久島町）

6 戦略の目指す姿と基本方針

1 戦略が目指す2050年ビジョン：新たな「自然と共生する社会」の実現

この戦略では、新たな「自然と共生する社会」を実現することを2050年ビジョンとしています。

利便性や安全性を追求してきた現代社会においては、かつてのような自然共生型社会に再び戻すことは容易なことではありません。自然と共生する環境文化に学びながら、新しい知恵や（科学）技術の力をうまく用いて、生物多様性の保全管理や活用の主体となる地域社会が継続・発展することを基本とし、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していくことが必要です。

(1) 2050年に目指す社会

2050年ビジョンの達成に向けて、2050（令和32）年に以下に示す社会を実現することを目指します。

- ① 自然と共生する環境文化を継承しつつ、新しい知恵や（科学）技術の力をうまく用いて、市民や産業界を含めた広範な関係者の活動により、生物多様性の保全と再生が進み、量・質ともに健全な生態系が確保される社会
- ② 鹿児島島の豊かな生物多様性が持続可能に利用され、CO₂の吸収源確保や災害対応を含む気候変動への適応・緩和の強化、生物多様性に支えられた観光・農林水産業等による地域社会の発展、心身の健康の増進等が実現する豊かな社会
- ③ 世界自然遺産に登録された屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）でのモデル的な取組をはじめ、国内外における自然を活用した持続可能な地域社会の構築のモデルとなる社会

(2) 2050年の鹿児島のイメージ

- ① 市街地においては、各所において、自然林や自然の水辺が取り戻され、日常生活の中で、子どもたちが、昆虫採集や魚釣りなどをして自然とふれあうことができる。
- ② 里地里山では、土地利用の再編が進められ、荒廃農地が農地又は自然再生地として用いられ、人の手により生物多様性が維持され、持続可能な農林水産業が全国に先駆けて浸透しているとともに、地域社会も維持されており、地域の伝統文化や知恵・技術も継承できるようになっている。
- ③ 奥山においては、広葉樹林による緑の回廊（生態系ネットワーク）が構築されており、森林性の野生生物の生息・生育地の連続性が確保されている。
- ④ 各地の河川が防災機能を維持しつつ、水生生物が河川の河口から中流、支流、小水系へと自由に移動できるようになっており、流域の自然環境の再生もあって、かつていた魚影が豊かになっている。
- ⑤ 海洋プラスチックごみを含めた海域の自然環境に負荷を与える諸課題が解決されており、森・川・海のつながりに基づく豊かな海が再生されている。
- ⑥ 県内各地に大きな水辺や湿地が再生され、多くの渡り鳥やツルの越冬地となっている。
- ⑦ 生息・生育環境の改善等により身近な生きものを含めた各種の生物の個体数が増加し、絶滅のおそれが無くなって、レッドリスト掲載種から除外された種が数多く存在する。
- ⑧ 自然の生産力を生かした循環型の社会が形成されており、バイオマス資源の持続的な利用とも相まって、過剰な土壌の窒素沈着が解消されている。
- ⑨ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する研究や自然と共生する地域づくりの先進地として世界に広く知れ渡っており、環境問題を学ぶ世界の学生が一度は訪れてみたい地域となっている。
- ⑩ 自然情報の調査の精度が増し、情報を集積・分析・発信するために整備された機関・組織がよく機能して、県内のみならず、世界中への情報発信が行われている。



重富干潟

（錦江湾奥に残された数少ない干潟。地元NPOや住民の保全活動が評価され、2012（平成24）年3月、霧島錦江湾国立公園に指定）

2 2033年に向けた短期目標：「ネイチャーポジティブ」の実現

2050年ビジョンの達成に向けて、『2033年までに県内における生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」を実現すること』を短期目標とします。

また、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保護地域や社有林等の生物多様性保全に効果的なその他の手段であるOECMにより健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」について、県においても2030（令和12）年までの目標として位置づけるなど、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030」で掲げられた目標の2030（令和12）年までの達成への貢献を十分に意識して、取組の早期達成を目指していきます。

3 基本方針

2050年ビジョンと2033年に向けた短期目標の達成に向けて、以下に示す7つの基本方針と方針毎の2033（令和15）年又は2030（令和12）年における状態目標（あるべき姿：到達すべき姿を文章により示す定性的な目標）を設定します。

基本方針1 「参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する」

自然と共生する社会を実現するためには、日常生活と自然（生物多様性）とのつながりに対する人々の認識を高めること、さらに、知識を学ぶだけでなく、生物多様性の保全活動への参加や消費活動等の日常生活における配慮など、実体験を通じて人と自然（生物多様性）とのつながりを感覚（センス）として身につけていくことが大切です。生物多様性の損失を止め、反転させた状態であるネイチャーポジティブを達成するためには、多くの自然体験、保全活動への参加や学習機会の提供等により、多くの人々が参加の機会を得て、自然（生物多様性）と人とのつながりを理解し、ネイチャーポジティブに向けて主体的に行動することが必要です。



環境学習の様子

〈状態目標〉 県民の生物多様性に関する理解が深まり、保全活動への参加や消費等の配慮によりネイチャーポジティブに貢献している

基本方針2 「重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻す」

県内には、特徴ある生態系や、希少野生生物の生息・生育地、生物の分布の北限・南限地など生物多様性の保全上重要な地域がたくさんあります。こうした重要地域が知らず知らずのうちに失われていくことがないように、科学的に抽出し、しっかりと保全していくことが必要です。また、こうした重要な地域だけでなく、人と自然のつながりを生活の中で理解するためには、普通の野生生物種が生息・生育している里地里山等の身近な自然も大切なことから、その保全に努めていくことも必要です。その際、自然公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、民間の取組等により生物多様性の保全が図られる自然共生サイトの認定支援等により、効果的に保護・保全されているエリアを広げていくことが必要です。



長目の浜（2015年3月甑島国定公園に指定）

〈状態目標〉 2030年までに保護地域とOECMにより陸域の30%が効果的に保全・再生されている

基本方針3 「生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する」

県内の生物多様性については、多くの研究者や民間団体等によって調べられているものの、有効に活用できていないことから、生物多様性情報を蓄積し、共有する仕組みづくりが必要です。その際、既存の生物多様性情報を元に生物多様性に関するビッグデータを整備し、生物多様性の状況の見える化や保全対策に活用していくことも必要になってきています。

また、外来種への対策についても、科学的なデータ収集と解析がなされていないため、十分な成果をあげられていないケースもみられます。希少野生生物の保護対策については、捕獲・採取の規制に依存しがちであり、その生息・生育環境の保全管理は不十分であるため、その生息・生育環境や餌環境の保全・管理等も含めて科学的知見の蓄積を図り、順応的に対策を講じていくことが必要です。また、ワンヘルスの考え方も踏まえ、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の野生鳥獣に関する感染症の発生を迅速に把握し、対応することが必要です。さらに、保全管理に必要な資金や人的資源は限られているため、科学的な評価を踏まえて、費用対効果の高い対策を講じていくことが必要です。



フイリマングース（奄美大島において2025（令和7）年度の根絶を確認することを目標に防除が進められている）

- 〈状態目標1〉 鳥獣の生息域の管理と相まって、鳥獣被害の発生を一定規模以下に封じ込めている
- 〈状態目標2〉 開発等により新たにレッドリストに掲載される野生生物や人為的要因による種の絶滅が生じない
- 〈状態目標3〉 被害を及ぼす外来種の県内への定着率が低下し、防除、被害対策や根絶が進むことにより、外来種による影響が軽減されている
- 〈状態目標4〉 県内の動植物の調査に関わる人が増え、多くの情報が分析・共有され、その活用が進んでいる

基本方針4 「生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する」

過疎・高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、各地域に残された自然と関わる伝統的な文化や知恵、技術は急速に失われつつあります。これは、単に民俗学的な損失であるだけでなく、それぞれの土地にあった食料生産や安全に暮らす生活の術が将来にわたって失われていくことを意味します。

こうした文化や知恵・技術を継承してきた人々は高齢化しており、地域の高齢者から文化や知恵・技術を継承し、さらには研究を進めていくことは急務であり、こうした環境文化を少しでも継承していくためには、広く県民の若い世代が継承できるよう、体験の機会を設けることも大切です。さらに、こうした環境文化を観光等で活用していく地域や自然や社会の特性に応じた環境文化を新たに作っていくことも望まれます。



高校生による環境文化の聞き書き（高齢者に自然と共生していた時代の暮らし等について話を聞き、記録に残していく活動）

- 〈状態目標〉 環境文化についての県民や訪問者の認知度が高まり、暮らしや産業で活用されている

基本方針5 「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する」

効率性や経済性、利便性、快適性を過度に追求する産業活動やライフスタイルが、多くの生物の生息・生育環境を損なうなど、生物多様性の質の劣化をもたらしています。

各種の産業活動や人々の日常生活が、地域の生物多様性を損なうことなく、むしろ、生物多様性の質の向上につながっていくように、地域での住民等の参加と合意形成を経て、そのあり方を転換していくことが必要です。

また、産業活動や日常生活によってもたらされる海洋プラスチックごみを含めた廃棄物や富栄養化、気候変動への対策などは、生物多様性の保全の観点からも重要であることから、こうした対策と連携した取組を進めていくことが必要です。



有機農産物

〈状態目標1〉 2031年までに有機農業の取組面積が大幅に拡大する等、持続可能な農林水産業が推進されている

〈状態目標2〉 生物多様性の保全に貢献する企業が大幅に増加している

基本方針6 「自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化する」

気候変動の緩和と適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの地域が抱える様々な社会課題の解決に向け、自然を積極的に活用する「自然を活用した解決策」が国内外で注目されています。当県においても、生態系サービスの機能を生かして「自然を活用した解決策」を進め、地域を活性化していくことが必要です。特に、国立公園、国定公園、県立自然公園等の保護地域やツル類等の野生生物を対象に保護と利用の好循環を進めていくことや、アドベンチャートラベルを推進することにより、自然を生かした持続可能で豊かな地域づくりにつなげていく必要があります。また、生物多様性保全と地域の諸課題を同時に解決していくためには、生物多様性を損なう対策とならないよう配慮するとともに、課題間の相乗効果を高めていくことが必要です。特に、生物多様性の保全と気候変動対策はこうした視点で取組を進めていくことが必要です。そのため、気候変動の緩和・適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考え方を推進し、生態系の保全や自然再生等の取組を行うとともに、生態系を防災・減災に活用していく視点が重要です。



電気自動車（屋久島CO2フリーの島づくり）

〈状態目標1〉 自然公園等を対象に自然を生かした観光地づくりが進んでいる

〈状態目標2〉 生物多様性の保全と気候変動への適応・緩和の取組が両立している

〈状態目標3〉 森林・河川・サンゴ礁等における生態系を活用した防災・減災に関する取組が進んでいる

基本方針7 「2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組を推進する」

鹿児島県には、屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）という2つの世界自然遺産があります。これらの地域には、自然と共生する環境文化が息づいているとも言われています。こうした世界自然遺産を有する地域において、複数の基本方針に沿った具体的なかつ先駆的な取組を進めることは、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していくためのモデルとなり、広く国内外にアピールする効果も期待できます。

〈状態目標1〉 屋久島・奄美の世界自然遺産と周辺地域において、自然環境の保全が推進され、暮らしや産業が両立している

〈状態目標2〉 世界自然遺産等の保管理を中心に、脱炭素化や地域の社会経済への配慮を含めた持続可能な地域づくりに取り組んでいる



奄美大島・金作原の森

4 戦略の実施にあたっての留意点

(1) 「自然資本」の考え方を基調とする視点

生態系そのものが私たちにとって必要な社会資本であるとする「自然資本」の考え方を基調として、将来にわたり、地域の特性に応じた豊かで安全な暮らしを保障する観点から、生態系サービスの機能を維持・向上させるような配慮・工夫を行うものとします。

(2) 科学的・統合的に取り組む視点

個々の施策や取組をそれぞれの制度の中での効率性だけで判断して進めていると、結果的にその施策等が生態系や生物多様性に影響を及ぼし、その影響を緩和・解消させるための新たな施策等が必要になることがあります。生物多様性に大きな影響を与える個別の施策等の実施に当たっては、あらかじめ関係しうる影響について科学的な予測を行い、関連する他の施策も統合して、最適な方法を見出していくこととします。

(3) 予防的・順応的に対応する視点

生態系や生物多様性に著しい負の影響を与える事象が生じていたり、生じるおそれがある場合、その事象の原因が科学的に解明されていなくても、原因となる行為等の一時的な中止も含め、早めに対策を講じていくこととします。

また、生態系には未知のことが多いことから、その対策を講じながら、因果関係や対策の効果について、継続的なモニタリングによる検証を行い、目標や実施方法、あるいは事業そのものを見直すなど柔軟に取り組んでいくこととします。

(4) 自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点

生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策の実施に際しては、自然と人間との関わりの歴史や文化を踏まえて取り組んでいくことが必要です。例えば、絶滅危惧種の中には、人間との関わりの中で生き延びてきた種が多数存在していますが、厳正保護にこだわるあまり、人手を加えることをやめると、かえってこれらの種の生息・生育環境を悪化させてしまうことがあります。

(5) 2つの世界自然遺産を有することを生かす視点

本県は屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）という2つの世界自然遺産を有しています。このことは鹿児島島の自然の豊かさを国内外にアピールする最大の材料であることから、それを生かして、世界、特にアジア太平洋地域とのつながりを強化するとともに、世界自然遺産を有する本県にふさわしい先駆的な環境保全の取組を進めることにより、持続可能な地域づくりに取り組んでいくこととします。

(6) 様々な主体が連携して取り組む視点

生物多様性の減少を食い止め、回復させるためには、個々の取組だけでは不十分であり、それぞれを組み合わせることで、初めて効果を生み出すことが可能です。国、県庁の関係部局、各市町村、事業者、県民等それぞれが生物多様性の保全に主体として取り組む中で、互いに連携し、相乗効果を生み出すことを意識して、行動していくこととします。

(7) 広域的に取り組む視点

外来種対策、鳥獣保護管理、希少野生動植物の保護、世界自然遺産や国立公園の保全管理などを通じ、県内の生物多様性の保全や活用を進めていく際、陸や海を通じてつながっている隣県等と連携して広域的に取り組んでいくことが必要です。さらに、国内外の観光客が国立・国定公園や長距離自然歩道を楽しむ際にも、県をまたいだ利用が想定されます。こうした課題に対応していくため、隣県等と連携して広域的な視点で施策に取り組んでいくこととします。

7 新たな「自然と共生する社会」を実現するための行動計画

戦略が目標とする、新たな「自然と共生する社会」の実現を図るためには、基本方針に沿って具体的な取組を進めていくことが必要です。具体的な行動計画については、基本方針ごとに、できるだけ広く波及効果を狙って実施する「戦略的な取組」と生物多様性の保全と持続可能な利用を着実に進めるための「主な取組」を設定しています。ここでは戦略的な取組と評価指標について掲載しています。

基本方針	戦略的な取組	評価指標
基本方針1 参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解するための取組 【戦略的な取組4件、主な取組20件】	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業等と連携した外来種・希少野生動植物の教育・普及啓発キャンペーン（新） ○生物多様性を理解するための体験的な学習の促進（継） ○「みんなの生物多様性サポーター支援事業」の実施（新） ○生物多様性に配慮した商品の消費促進の取組（継） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生物多様性」という言葉の県民の認知度（意味を知っている・聞いたことがある） ○生物多様性地域戦略等の生物多様性の保全に資する計画を策定している市町村の数 ○自然体験活動を実施している学校の割合（教科と教科外を含む） ○屋久島環境文化研修センターにおける2024年（R6）度からの延研修受講者数 ○みんなの生物多様性サポーター支援事業における支援件数 ○有機農産物をよく買う消費者の割合
基本方針2 重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻すための取組 【戦略的な取組5件、主な取組46件】	<ul style="list-style-type: none"> ○鹿児島版自然共生サイトの認定推進（新） ○県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進（継） ○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新） ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継） ○渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散（継） 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然共生サイト認定数 ○自然公園が県土面積に占める割合 ○県土に占める保護地域及びOECMの面積割合 ○再造林面積 ○間伐面積 ○民有林保安林面積 ○松くい虫被害率 ○水質汚濁に係る環境基準の達成率
基本方針3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組 【戦略的な取組6件、主な取組34件】	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成（継） ○特定外来生物の侵入状況の整理、防除等の対応に関する基本方針の策定（新） ○シカ・イノシシの科学的管理の推進（継） ○県境を跨いだ広域的なニホンジカ管理の推進（新） ○ワンヘルスの観点もふまえたツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止策の強化（新） ○最新の知見を用いたレッドリスト・レッドデータブックの更新（新） 	<ul style="list-style-type: none"> ○収蔵資料の充実（県立博物館） ○県内の自然や生物多様性等に関わる企画展の実施 ○根絶に成功した特定外来生物の種数 ○県本土及び種子島のニホンジカ生息密度 ○イノシシによる年間農業被害額 ○生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数 ○指定希少野生動植物の種数（国内希少野生動植物に指定されたことにより、指定が解除された種も含む） ○鹿児島県動物愛護管理推進計画における犬・猫の殺処分頭数
基本方針4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組 【戦略的な取組2件、主な取組4件】	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園における環境文化の「聞き書き」実施と観光マップ等への活用（新） ○自然公園等における環境文化の自然体験メニューづくり支援（新） 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境文化の聞き書きを実施・活用した自然公園数 ○環境文化の聞き書きに取り組む団体数
基本方針5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組 【戦略的な取組3件、主な取組59件】	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性の向上につながる産業活動の奨励（継） ○「みどりの食料システム戦略」に基づく環境との調和に配慮した農業等に関する鹿児島県の取組推進（新） ○鹿児島県の企業を対象にした生物多様性アワードの創設（新） 	<ul style="list-style-type: none"> ○化学農薬の使用量 ○化学肥料の使用量 ○有機農業取組面積 ○有機JAS認証取得割合 ○GAP制度（K-GAP、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P.）認証取得件数 ○再造林面積【再掲】 ○間伐面積【再掲】 ○青年林業士の認定 ○森林環境教育参加者の意識の変化・向上 ○地域住民等による森林保全活動の取組を実施した地区数 ○水質汚濁に係る環境基準の達成率
基本方針6 自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化するための取組 【戦略的な取組5件、主な取組21件】	<ul style="list-style-type: none"> ○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継） ○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新）【再掲】 ○県立自然公園の満喫周遊事業の推進（新） ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新） ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新） 	<ul style="list-style-type: none"> ○再造林面積【再掲】 ○間伐面積【再掲】
基本方針7 2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組 【戦略的な取組5件、主な取組39件】	<ul style="list-style-type: none"> ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）【再掲】 ○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継）【再掲】 ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新）【再掲】 ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）【再掲】 ※奄美・屋久島それぞれで取り組むため2度再掲 ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ○奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定ガイドの人数

8 計画の推進体制

生物多様性に関わる課題は、複合的な要因によってもたらされていることが多く見られます。こうした課題に対しては、役割分担を明確にして個々に取り組むよりも、みんなで一緒に取り組むほうが、より大きな成果を得ることができます。

このため、それぞれの主体がそれぞれの得意な「役割（個性）」を生かしながら、それぞれの取組を相互に情報交換するなどして「連携（つながり）」を強化し、協働により取り組んでいくこととします。各関係主体に期待される役割をいくつか例示します。

県民の役割

一人ひとりの県民こそが、生物多様性の損失を止め、反転させるための中心的な役割を担う存在であり、積極的に自然とふれあい・体験し、生物多様性や環境文化など、地域固有の人と自然との関わりについて理解を深め、その上で、主体的な取組を担うこととなります。

- 自然観察会、エコツアー、営農体験、アウトドア活動などへの参加を通じて、自然体験の機会を増やします。
- 外来種やペットの野外への放棄をしないよう努めます。
- 地産地消に努め、地域の伝統野菜や伝統食の消費に努めます。
- 自然にやさしい方法で生産された商品を選択して購入します。

NPO・民間団体の役割

協働による取組の中核をなす存在として地域と県、国などの行政とをつなぐコーディネーターとしての役割が期待されています。

- 自然観察活動、里山の保全活動や市民参加型の調査モニタリングなど、生物多様性保全のための地域活動を推進します。
- 専門性等を生かし、事業者や行政の活動に対する提言を行います。

企業・事業者の役割[K1][K2]

事業活動が生物多様性に支えられていることを認識し、生物多様性の保全と持続可能な利用を事業活動の前提条件とすることで、生物多様性に対して大きく貢献できる存在です。

- 製品等の原料調達、生産、流通、消費や廃棄等の事業活動において、生物多様性に対する影響を考慮した製品の開発、消費者への情報提供を行います。
- 金融機関では、ESG投融資を通じて生物多様性保全へ貢献します。
- 企業の社会的責任（CSR）等に基づく社会貢献活動として、従業員一人ひとりの生物多様性保全活動への参加を奨励したり、自然共生サイトの認定・管理を含めた生物多様性保全活動への取組の実施や地域のNPO等への支援を行います。



環境文化をたどる里のエコツアー（屋久島町）

屋久島里めぐり推進協議会の下、住民が語り部となつたエコツアーが行われている。

研究者などの専門家の役割

大学など試験研究機関の専門家は、生物多様性や環境文化について科学的に研究し、その記録や分析を専門的に行える主体です。県内での研究活動を一層進めるとともに、得られた成果は地域や企業活動に還元し、地域づくりに貢献をすることができます。

- 地域や住民に対する研究成果の還元のための報告会を開催します。
- 生物多様性に関する知識の普及、人材の育成、生物多様性に関する情報の収集・発信等を行います。
- 地域の団体等による調査・研究活動を支援します。

市町村の役割

住民に最も身近な行政機関であり、地域の特徴を一番熟知している存在です。地域の自然的・社会的諸条件を考慮して、各主体が行おうとする取組の方向性を提示し、各主体の自主的・積極的な活動を促進・支援することができます。

- 生物多様性地域戦略、エコツーリズム推進全体構想等、生物多様性の保全に資す計画を策定します。
- 無秩序な開発を防止し、自然とのつながりを取り戻すため、土地利用等に関する計画において生物多様性の保全を明確に位置付けます。
- 事業者や住民、民間団体の生物多様性保全活動を促進するための環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援及び情報の提供を行います。

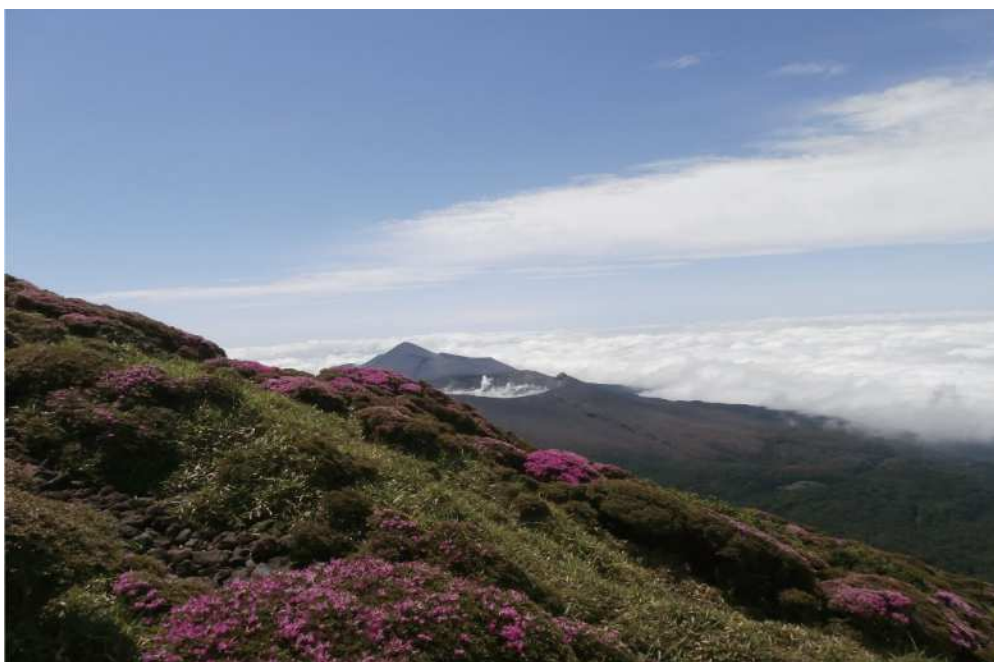
県の役割

各主体と連携・協働し、地域特性に配慮した生物多様性施策を総合的かつ計画的に促進する役割を持っています。県内の各主体による取組の方向性や役割分担等を提示するとともに、協働による活動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な活動を促進します。また、自らも、率先して生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用でつながりのある隣県等と広域的な連携を行います。

- 生物多様性鹿児島県戦略の実行を通じて、県民、団体、企業・事業者などに働きかけ、生物多様性について広く浸透するための取組を行います。
- 重要な生態系の保全・再生、有害鳥獣対策、外来種対策等について指針を作成し、市町村や各主体による取組の方向性を示すとともに、重要な課題については率先して取り組みます。
- 鹿児島県の生物多様性の置かれた状況を評価し、必要な対策の実施について、関係者に助言・要請します。
- 各種計画の策定に際しては、野生生物の生息・生育環境の確保など、環境に配慮した計画づくりに努めます。
- 各種事業の実施に際しては、必要に応じ、環境影響評価を実施し、生態系に配慮した環境への負荷の少ない工法、技術の開発・採用に努めます。
- 市町村、事業者、県民や民間団体等の生物多様性活動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、自然環境データの共有など、情報の提供に努めます。また、市町村や民間企業等による生物多様性戦略等の策定について積極的に技術的な支援を行います。

国（出先機関）の役割

国はその保全管理に責任を負う保護地域や野生生物について、地域との合意形成に努め、積極的な取組を行うことが必要です。また、国が行う各種施策が、地域の生物多様性に負の影響を及ぼすことのないように十分な注意を払うことが必要です。



韓国岳から見た新燃岳と高千穂野峰（霧島市）霧島山には20数座の火山があり、1934年3月日本初の国立公園に指定された。

生物多様性鹿児島県戦略に係る改定までの経緯

年 月 日	内 容
2012（平成24）年	
7月25日	第1回鹿児島県生物多様性懇談会
10月18日	第2回鹿児島県生物多様性懇談会
12月25日	第3回鹿児島県生物多様性懇談会
2013（平成25）年	
1月17日～18日	鹿児島県生物多様性懇談会奄美現地視察・意見交換
1月31日	第4回鹿児島県生物多様性懇談会
8月1日	第1回生物多様性鹿児島県戦略検討会議
8月8日	第1回生物多様性戦略庁内連絡会議
10月7日	第2回生物多様性戦略庁内連絡会議
10月10日	第2回生物多様性鹿児島県戦略検討会議
11月12日	第3回生物多様性戦略庁内連絡会議
11月26日	第3回生物多様性鹿児島県戦略検討会議
12月12日	第4回生物多様性鹿児島県戦略検討会議
2014（平成26）年	
1月	県議会説明
1月15日～2月14日	パブリック・コメント
1月～2月	県民との意見交換会
1月～2月	パブリック・コメントを踏まえた修正案作成
2月10日	第4回生物多様性戦略庁内連絡会議
2月19日	第5回生物多様性鹿児島県戦略検討会議
3月	「生物多様性鹿児島県戦略」の策定
2019（平成31）年3月	生物多様性鹿児島県戦略中間評価公表
2023（令和5）年	
6月7日	令和5年度第1回生物多様性鹿児島県戦略推進会議
8月24日	第1回生物多様性鹿児島県戦略改定検討会
11月30日	令和5年度第2回生物多様性鹿児島県戦略推進会議
12月8日	第2回生物多様性鹿児島県戦略改定検討会
2024（令和6）年	
1月5日	第3回生物多様性鹿児島県戦略改定検討会
1月22日～2月21日	パブリック・コメント
2月6日	県環境審議会自然保護部会への報告
3月	県議会説明
3月	「生物多様性鹿児島県戦略2024～2033」の策定

[K3][K4][K5]

生物多様性鹿児島県戦略2024-2033～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略～の概要（構造）

戦略の位置づけ・生物多様性とは		1章・2章
目的 鹿児島県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画（平成26年策定，令和6年3月改定）		
生物多様性とは何か 3つの多様性 ○生態系の多様性 ○種の多様性 ○遺伝子の多様性 生き物たちの豊かな個性とつながり	生物多様性を守る意味 失われると私たちの豊かな生活を維持できなくなる ○人間にとって有用な資源（供給サービス） ○将来にわたって安全な暮らしを保証（調整サービス） ○地域特有の文化の根源（文化的サービス） ○すべての生命の生存基盤（基盤サービス） 自然と人間が長時間かけて作り出した歴史の記録	生物多様性をめぐる国内外の動向 ○昆明・モンテリオール生物多様性枠組 ○生物多様性国家戦略2023-2030 ↓ 2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現
鹿児島県の生物多様性の特徴・現状・課題		
鹿児島県の生物多様性の特徴 1 日本列島の縮図 2 渡瀬線で分けられる2つの生物の世界（2つの生物地理区，黒潮による分断） 3 アジア・太平洋地域との結節点（生物，文化等のアジア地域とのつながり） 4 環境文化が息づく土地（自然と共生する文化が見られる） 5 生物多様性に支えられた鹿児島県の産業（農林水産業，観光業は生物多様性の恩恵） 6 2つの世界自然遺産を持つ唯一の都道府県	鹿児島県の生物多様性の現状と課題 1 開発や乱獲など人間活動による影響 2 人間活動の減少による里地里山の自然の変化や鳥獣の増加による影響 3 人為的に生態系に持ち込まれた外来種や化学物質等による影響 4 気候変動による影響 5 環境文化の衰退と生物多様性情報の蓄積の不足 6 背景にある危機 県土の二極化（都市への人口集中と過疎地・無居住地の拡大） 7 前戦略の評価	
基本理念・基本方針・行動計画		
基本理念：「共生」と「循環」 共生：すべての生き物と共に生きている 循環：生き物はつながりあい，命は循環する	目標 2050年ビジョン：新たな「自然と共生する社会」の実現 2033年に向けた短期目標：「ネイチャーポジティブ」の実現	
基本方針 （各基本方針ごとに状態目標（あるべき姿）を設定） 1 参加を通じて，人と自然（生物多様性）のつながりを理解する 2 重要地域を保全し，自然とそのつながりを取り戻す 3 生物多様性情報を蓄積し，科学的に生態系を管理する 4 生物多様性を支え，生物多様性に支えられる環境文化を継承する 5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する 6 自然を使って地域の課題を解決し，地域を活性化する 7 2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組を推進する	戦略の実施にあたっての留意点 1 「自然資本」の考え方を基調とする視点 2 科学的・統合的に取り組む視点 3 予防的・順応的に対応する視点 4 自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点 5 2つの世界自然遺産を有することを生かす視点 6 様々な主体が連携して取り組む視点 7 広域的に取り組む視点	
新たな「自然と共生する社会」を実現するための行動計画 （各基本方針に基づき，波及効果を狙って実施する「戦略的な取組」，「主な取組」や各取組の数値目標を掲載） 基本方針を踏まえた戦略的な取組（※（新）は新規の取組，（継）は前戦略から継続の取組） 基本方針1 ○民間企業等と連携した外来種・希少野生動植物の教育・普及啓発キャンペーン（新） ○生物多様性を理解するための体験的な学習の促進（継） ○みんなの生物多様性サポーター支援事業の実施（新） ○生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組（継） 基本方針2 ○鹿児島版自然共生サイトの認定推進（新） ○県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進（継） ○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新） ○渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散（継） ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継） 基本方針3 ○生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成（継） ○特定外来生物の侵入状況の整理，防除等の対応に関する基本方針の策定（新） ○シカ・イノシシの科学的管理の推進（継） ○県境を跨いだ広域的な二ホンシカ管理の推進（新） ○ワンヘルスの観点もふまえたツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止策の強化（新） ○最新の知見を用いたレッドリスト・レッドデータブックの更新（新） 基本方針4 ○自然公園における環境文化の「聞き書き」実施と観光マップ等への活用（新） ○自然公園等における環境文化の自然体験メニューづくり支援（新） 基本方針5 ○生物多様性の向上につながる産業活動の奨励（継） ○鹿児島県の企業を対象にした生物多様性アワードの創設（新） ○「みどりの食料システム戦略」に基づく環境との調和に配慮した農業等に関する鹿児島県の取組推進（新） 基本方針6 ○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継） ○民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大（新）再掲 ○県立自然公園の満喫周遊事業の推進（新） ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新） ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新） 基本方針7 ○奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定（新）再掲 ○屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成（継）再掲 ○世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討（新）再掲 ○奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化（生態系ネットワークの強化）（継）再掲		
計画の推進体制		
国，県，市町村，研究者，企業・事業者，NPO・民間団体，県民がそれぞれの得意な「役割（個性）」を生かしながら，それぞれの取組を相互に情報交換するなどして「連携（つながり）」を強化し，協働により取り組んでいく。		



表紙の写真

龍郷町のショチョガマ

ショチョガマは、奄美大島の龍郷町秋名集落において400年以上前から伝わる集落行事であり、アラセツ（新節）と呼ばれる旧暦8月の初丙の日の早朝に開催される五穀豊穰を祈願する祭りです。この祭りは、集落の水田が見下ろせる山の中腹に築いた片屋根のわらぶき小屋の上で行われ、屋根の上で神役のグーシが豊作祈願を行い、男性や子ども達が「ヨラメラ」の掛け声とともに小屋を揺らし、太陽が東の山上に昇る直前に完全に小屋を揺り倒します。同日の夕刻に海岸の二つの岩礁に上がり唄い、海の彼方から神を招く行事である「平瀬マンカイ」とともに国指定重要無形民俗文化財に指定されており、地域一体となって保存継承に取り組んでいます。

また、この行事は、人間と自然が共生する生活文化である「環境文化」の一つの例であり、ショチョガマで用いる稲穂を提供している秋名・幾里集落と大勝集落の水田は、2023（令和5）年度から国が運用を開始した自然共生サイト（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定するサイト）に認定され、ネイチャーポジティブにも貢献しています。

写真等提供（敬称略）

環境省えびの管理官事務所、環境省屋久島自然保護官事務所、環境省奄美国立公園管理事務所、鹿児島県PR観光課、（公財）屋久島環境文化財団、（公社）鹿児島県観光連盟、NPO法人徳之島虹の会、龍郷町、金井賢一、常田守、中山清美

生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033

～鹿児島県ネイチャーポジティブ戦略～

The Biodiversity Strategy and Action Plan of Kagoshima Prefecture

【概要版】

令和6年3月

発行 鹿児島県環境林務部自然保護課

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1

Tel 099-286-2613 / Fax 099-286-5546